



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*52 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(水産振興課)..... 1

規 則

和歌山県規則第52号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成19年和歌山県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第11条の4第1項」の次に「（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条第3項」を「法第11条の4第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

第6条中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改める。

第8条中「第91条の2第2項（）」を「法第91条第2項（法）」に改める。

第9条中「第91条の2第5項」を「第91条第5項」に改める。

第12条中「第91条の2第1項」を「第91条第1項」に改める。

第13条第1項第7号オ中「第34条第9項」を「第34条第10項」に改める。

第16条第1項本文中「組合」の次に「（漁業生産組合を除く。第17条、第18条及び第20条において同じ。）」を加え、「、第86条第2項」を削り、同項第2号中「及び11項」及び「第86条第2項、」を削り、同項第3号中「第11条第1項第4号」の次に「又は第11号」を加え、「第92条第3項」を「法第92条第3項」に改める。

第17条中「第86条第2項、」を削り、「第96条第1項」を「第96条第3項」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

第20条第3号中「法第48条第1項第6号」の次に「（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条本文中「第100条の3第3号」を「第100条の5第3号」に改め、同条を第22条とする。

第24条を第23条とし、第25条第2項中「組合員その他利害関係人」を「組合員その他の利害関係人」に改め、同条を第24条とする。

第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。